5　NHKは、免除の事由が存続していることを確認するため、第１項本文により受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求めることができる。	5　NHKは、免除の事由が存続していることを確認するため、第１項本文により放送受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求めることができる。
6　NHKは、第４項または前項によっても免除の事由が存続していることを確認できない場合、その者の受信契約については、受信料を免除しないものとする。	6　NHKは、第４項または前項によっても免除の事由が存続していることを確認できない場合、その者の放送受信契約については、放送受信料を免除しないものとする。
（受信料の精算） 第11条　受信契約が解約となり、または受信料が免除された場合において、すでに支払われた受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第５条第１項または第２項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。 ⑴　経過期間が６か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する受信料額を差し引いた残額 ⑵　経過期間が６か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第５条第１項または第２項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額 ２　受信契約の種別、前条の適用または第５条の２から第５条の５までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。 ３　受信料が支払われた期間の受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいしまたは追徴する。 ４　本条第１項から第３項までの返れいについて、NHKは、その額を翌期以降の期分の受信料（第５条第１項または第２項に定める前払額による支払者については、次回以降の前払期間分の受信料）の支払いに充当することができる。	（放送受信料の精算） 第11条　放送受信契約が解約となり、または放送受信料が免除された場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第５条第１項または第２項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。 ⑴　経過期間が６か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する放送受信料額を差し引いた残額 ⑵　経過期間が６か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第５条第１項または第２項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額 ２　放送受信契約の種別、前条の適用または第５条の２から第５条の５までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。 ３　放送受信料が支払われた期間の放送受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいしまたは追徴する。 ４　本条第１項から第３項までの返れいについて、NHKは、その額を翌期以降の期分の放送受信料（第５条第１項または第２項に定める前払額による支払者については、次回以降の前払期間分の放送受信料）の支払いに充当することができる。

（受信契約者の義務違反および割増金等） 第12条　NHKは、受信契約者が次の各号の１に該当する不正な手段により受信料の支払いを免れたときは、当該受信契約者に対し、支払いを免れた受信料に加え、その２倍に相当する額である割増金を請求することができる。 ⑴　受信契約の解約の届け出の内容に虚偽があったときその他第９条の受信契約の解約について不正があったとき ⑵　受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったときその他第10条の受信料の免除について不正があったとき ⑶　その他受信料の支払いについて不正があったとき ２　NHKは、次の各号の者が正当な理由なく第３条第１項に定める期限までに第１条第２項に従った契約種別の受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に受信契約を締結した場合、当該各号の受信契約者に対し、当該各号に定める期間（以下本項において「対象月」という。）について、第１条第２項に従った契約種別の受信料に加え、その２倍に相当する額である割増金を請求することができる。ただし、対象月において当該契約より料額が低い契約種別の受信契約書が提出されている場合、NHKは、対象月について、第１条第２項に従った契約種別の受信料に加え、当該受信料と当該料額が低い契約種別の受信料との差額の２倍に相当する額である割増金を請求することができる。 ⑴　受信機を設置した者 受信機の設置の月の翌月から受信契約を締結した月の前月までの期間 ⑵　NHKの配信の受信を開始した者 NHKの配信の受信開始の月の翌月から受信契約を締結した月の前月までの期間	（放送受信契約者の義務違反および割増金等） 第12条　NHKは、放送受信契約者が次の各号の１に該当する不正な手段により放送受信料の支払いを免れたときは、当該放送受信契約者に対し、支払いを免れた放送受信料に加え、その２倍に相当する額である割増金を請求することができる。 ⑴　放送受信契約の解約の届け出の内容に虚偽があったときその他第９条の放送受信契約の解約について不正があったとき ⑵　放送受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったときその他第10条の放送受信料の免除について不正があったとき ⑶　その他放送受信料の支払いについて不正があったとき ２　NHKは、受信機を設置した者が正当な理由なく第３条第１項に定める期限までに第１条第２項に従った契約種別の放送受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に放送受信契約を締結した場合、当該放送受信契約者に対し、受信機の設置の月の翌月から放送受信契約を締結した月の前月までの期間（以下本項において「対象月」という。）について、第１条第２項に従った契約種別の放送受信料に加え、その２倍に相当する額である割増金を請求することができる。ただし、対象月において当該契約より料額が低い契約種別の放送受信契約書が提出されている場合、NHKは、対象月について、第１条第２項に従った契約種別の放送受信料に加え、当該放送受信料と当該料額が低い契約種別の放送受信料との差額の２倍に相当する額である割増金を請求することができる。